

恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 5 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 5 号

恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例施行規則（平成 2 5 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第 2 条 条例第 4 条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、<u>第 8 条</u>第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。) (2)～(4) （略）	第 1 条 （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第 2 条 条例第 4 条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、<u>法</u>第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。) (2)～(4) （略）

現行	改正案
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第3条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>第1項第4号ア</u>の看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第95号。以下「居宅サービス基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 第4条～第10条 (略) (心身の状況等の把握) 第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章<u>及び第62条</u>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第12条～第39条 (略)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第3条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は<u>前項第4号ア</u>の看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第95号。以下「居宅サービス基準条例」という。))第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 第4条～第10条 (略) (心身の状況等の把握) 第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章_____において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第12条～第39条 (略)

現行	改正案
(適用除外) 第 40 条 (略) 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第 22 条、第 23 条第 4 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)、第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。))及び第 10 項から第 12 項まで並びに第 39 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用しない。 第 41 条～第 141 条 (略) (従業員の員数) 第 142 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 栄養士_____ 1 以上 (5)・(6) (略) 2～7 (略) 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士_____、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士_____、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士_____、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士_____ (病床数 100 以上の病院の場合に限る。)又は介	(適用除外) 第 40 条 (略) 2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第 22 条、第 23 条第 4 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)、第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。))及び第 10 項から第 12 項まで並びに前条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用しない。 第 41 条～第 141 条 (略) (従業員の員数) 第 142 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上 (5)・(6) (略) 2～7 (略) 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)又は介

現行	改正案
護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)	護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
9～12 (略)	9～12 (略)
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは市介護予防サービス基準規則第2条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは市介護予防サービス基準規則第2条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
14～17 (略)	14～17 (略)
第143条～第179条 (略)	第143条～第179条 (略)
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)
第180条 (略)	第180条 (略)
2～9(略)	2～9(略)
10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、居宅サービス基準条例第65条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規	10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、居宅サービス基準条例第65条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(____第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規

現行	改正案
定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第3条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第181条～第225条 (略)	第181条～第225条 (略)
附 則	附 則
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)
第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床という。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第143条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の	第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第12条において同じ。)又は療養病床(医療法 第7条第2項第4号に規定する療養病床という。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第143条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の

現行	改正案
面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。	面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
第 11 条～第 13 条（略）	第 11 条～第 13 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。